

宮崎県職員互助会事業のご案内

会員の皆さまの相互共済・福利増進を図ることを目的として、宮崎県職員互助会が実施する事業をご紹介します。互助会の事業を積極的にご活用ください。

給付事業



医療補助金や就学祝金など全**12種類**の給付金・祝金を対象となる方に給付します。



※詳しくは裏面をご覧ください。

貸付事業

市中金融機関よりも低い金利で貸付を受けることができます。**年利1.26%**(R8.9現在)
自動車購入や教育資金など9種類の貸付があります。

※詳しくは裏面をご覧ください。



保険事業

生命保険団体割引

現在加入されている保険を当互助会の団体扱いとすることで、**保険料を安く**することができます。
例えば、自動車保険の場合は**約25%割安**となります。

<取扱保険会社 12社>

・朝日生命 ・日本生命 ・ジブラルタ生命
・第一生命 ・住友生命 ・明治安田生命
・富国生命 ・大樹生命 ・かんぽ生命
・アフラック生命 ・東京海上日動あんしん生命
・SOMPOひまわり生命

自動車保険団体割引

<取扱保険会社 5社>

・東京海上日動 ・損保ジャパン
・AIG損害保険 ・三井住友海上
・あいおいニッセイ同和損保



公務員賠償責任保険

公務による損害賠償請求に備えた保険で、個人では加入できない保険となっています。

<取扱保険会社 2社>

・全国地方職員福利厚生協議会
・明治安田損害保険
(個人賠償責任保険含む)



物資事業

当互助会と協定を結ぶ**170店**の互助会協定店では、互助会の会員証を提示することで、**割引などの特典**を受けることができます。



例えば、スポーツ用品を協定店で購入
16,500円
↓
10%割引 14,850円
※協定店によって会員価格や割引率が変わります。

・スポーツジム ・防犯サービス ・レンタル
・ゴルフ ・飲食店 ・結婚式場
・スポーツ観戦 ・ショッピング ・葬祭場
・各種スクール ・分譲マンション ・宿泊、温泉
・カラオケ ・住宅建築 ・旅行業
・マッサージ、エステ ・建築、設備、造園 ・レンタカー
・引越運送

●協定店の一覧は、県職員互助会会員専用ページの「物資事業」のページをご覧ください

生活支援・法律相談事業

互助会指定の弁護士に
同一案件で3回まで無料で
相談が3回まで受けられます
(1回あたり30分まで)



※金銭問題等に係る法律制度や手続き等

福利厚生施設運営事業

食堂・売店の委託運営

◆都城・延岡の総合庁舎(2箇所)

文化教養厚生事業

各地区協議会等
への交付金 球技大会等への
助成金

◆各地区協議会が実施
する福利厚生事業
◆地区協議会会員以外
への助成
◆九州各県庁職員
対抗球技大会
◆本庁職員家族
運動会等への助成



一般社団法人

宮崎県職員互助会

宮崎市橋通東2-10-1(県庁内)

TEL 0985-26-7264

FAX 0985-26-7333

ホームページ
はコチラから →



2026年9月発行

給付事業

フレッシュャーズ・リフレッシュサポート給付金

会員期間が5年未満の会員 10,000円（毎年度）
会員期間が5年経過したとき 20,000円（1回限り）

請求書不要

医療補助金

請求書不要

会員又は会員の被扶養者が診療を受けたとき
自己負担額から3,500円を控除した額の100分の70の額
※給付上限15,000円、給付下限1,000円
※月別、診療者別、医療機関及び薬局別に算定
※地共済、学校共済以外の会員は請求書が必要

永年勤続リフレッシュ祝金

永年勤続リフレッシュ祝金

中断期間を含めた会員期間が10年以上経過したとき
5年ごとに祝金を給付

10年経過したとき	50,000円	30年経過したとき	80,000円
15年経過したとき	50,000円	35年経過したとき	50,000円
20年経過したとき	60,000円	40年経過したとき	50,000円
25年経過したとき	60,000円	45年経過したとき	50,000円

※令和9年3月31日までは、旧リフレッシュ活動助成金と相殺する経過措置あり。ただし、20年経過は40,000円、30年経過は80,000円を最低給付額とする。

請求書不要



結婚祝金

会員が結婚したとき 50,000円
※会員期間中1回限り



出産祝金

会員又は会員の配偶者が出産したとき
一子につき 20,000円
※夫婦共に会員の場合、各会員に給付



育児休業給付金

会員が育児休業を取得したとき
通算22日を限度として 1日2,000円



就学祝金

会員の被扶養者又は子が小学校及び中学校に入学したとき 一子につき 20,000円
※夫婦共に会員の場合、各会員に給付



退職時給付金

永年勤続リフレッシュ祝金に該当しない会員が退職により退会するとき会員期間に応じた額 10,000円～64,000円

定年退職リフレッシュ祝金

会員期間が25年以上経過した会員が退職により退会するとき 60,000円

永年会員特別給付金

未婚の会員が在会20年を経過したとき、又は会員がその配偶者と離別もしくは死別して20年を経過し、かつその間、子を扶養したことがないとき（中断期間を除く）
50,000円

死亡弔慰金

・会員又は会員の配偶者、被扶養者、子、父母が死亡したとき
・死亡した会員に子があるとき
10,000円～500,000円



介護休暇給付金

・会員が介護休暇を取得したとき
通算22日を限度として 1日2,000円
・会員が介護休暇の取得により給料を減額され、かつ、共済組合の給付金を受けられなくなったとき
1日又は1時間につき標準報酬日額又は時間単価の 100分の50



障害給付金

・会員が障害基礎年金の受給権者となったとき 200,000円
・会員が3級の障害共済年金又は3級の障害厚生年金の受給権者になったとき 100,000円
※障害の判定は、障害基礎年金等の裁定結果による

療養無給休職給付金

会員が疾病又は負傷により無給休職になったとき
月 30,000円



※給付金を請求できる期間は、給付要件を満たした日から2年間です。

貸付事業

短期生活資金

日常生活費用

（生活資金を含む他の貸付との併用可）

20万円

無利息（手数料3,000円差引）



生活資金

日常生活費用

（金融機関からの借り換えを含む。）

ただし債務の一時的な補填費用を除く）

200万円まで

自動車等購入・整備資金

自動車（原付バイクを含む）の購入費用・整備費用等
300万円まで



教育資金

会員の被扶養者又は子の教育費用で次の区分の学校に該当する場合

・大学、短期大学、高等専門学校
・修業年限が2年以上の専修学校等
・私立高等学校

一子につき 150万円まで
（私立高校50万円まで）



通勤用定期購入資金

通勤用定期券購入に要する経費

現に要する費用

無利息



つなぎ資金

定年引き上げに伴い引き続き勤務する場合の日常生活に要する費用
300万円まで

※60歳に到達する年度の1月1日から申込可能



結婚資金

会員、会員の被扶養者または会員の子の結婚
100万円まで



子育て・介護支援資金

子育て、介護に要する費用

（金融機関からの借り換えを含む）

100万円まで



住宅改修資金

住宅の修繕・設備更新
住宅介護の住宅整備
200万円まで

◆貸付日： 前期 5日締切 15日貸付
後期 20日締切 末日貸付
◆貸付限度額： 合計400万円まで

※再任用会員の方は、短期生活資金及び通勤用定期購入資金以外にご利用になれません。

※会計年度任用及び臨時任用会員の方は、ご利用になれません。

※貸付を行った場合の償還未済額の合計が100万円以上となるときは、当会が指定する保証会社の保証が得られることを貸付の条件とします。